

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 8 月 6 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第 3 8 号

鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例

(鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第 1 条 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年鳥取市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年鳥取市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 9 年
鳥取市条例第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取市認定こども園に関する条例（平成29年鳥取市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第1基本方針の項第5項及び別表第2基本方針の項第5項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。